改正後

（本省及び原子力規制委員会の定員）

第一条　環境省の本省及び原子力規制委員会の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
本省	二、〇七六人	うち、一人は、特別職の定員とする。
原子力規制委員会	一、〇二七人	事務局及び施設等機関の職員の定員とする。
合計	三、一〇三人	

改正前

（本省及び原子力規制委員会の定員）

第一条　環境省の本省及び原子力規制委員会の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
本省	二、〇三七人	うち、一人は、特別職の定員とする。
原子力規制委員会	一、〇〇五人	事務局及び施設等機関の職員の定員とする。
合計	三、〇四二人	

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○環境省令第七号

環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）第四十八条第三項の規定に基づき、環境調査研修所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

環境大臣　中川　雅治

環境調査研修所組織規則の一部を改正する省令

環境調査研修所組織規則（平成十五年環境省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

○防衛省令第三号

防衛省組織令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第八十九号）の施行に伴い、並びに防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条の二第二項、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十五条第四項及び第十六条第六項、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十条の二第二項、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第四条第二項、防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）第二百十四条第三項及び第二百二十条第二項、防衛省職員の災害補償に関する政令（昭和四十一年政令第三百十二号）第四条並びに行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所及び防衛監察本部組織規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

防衛大臣　小野寺五典

（防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所及び防衛監察本部組織規則等の一部を改正する省令）

第一条　防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所及び防衛監察本部組織規則（昭和二十九年総理府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定に傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（国立水俣病総合研究センターに置く部等）

第十条　国立水俣病総合研究センターに、総務課及び次の四部並びに研究総合調整官一人を置く。

国際・総合研究部
臨床部
基礎研究部
環境・保健研究部

2　基礎研究部長は、関係のある他の職を占める者をもって充てる。

（環境・保健研究部の所掌事務）

第十五条　環境・保健研究部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

（研究総合調整官の職務）

第十六条　研究総合調整官は、基礎研究部の所掌事務に関する総合的な研究、企画及び立案並びに調整を行う。

（雑則）

第十七条　（略）

改正前

（国立水俣病総合研究センターに置く部等）

第十条　国立水俣病総合研究センターに、総務課及び次の四部を置く。

国際・総合研究部
臨床部
基礎研究部
環境・疫学研究部
（新規）

（環境・疫学研究部の所掌事務）

第十五条　環境・疫学研究部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

（新規）

（雑則）

第十六条　（略）

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。